

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第8章 (略)

第9章 料金等

第1節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第55条 (略)

(延滞利息)

第56条 5 G 契約者等は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなおお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第7節 (略)

第10章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種 類
(略)
ワンナンバー機能（ワンナンバーサービス）

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

第1章～第8章 (略)

第9章 料金等

第1節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第55条 (略)

(延滞利息)

第56条 5 G 契約者等は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなおお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第7節 (略)

第10章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種 類
(略)

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

附 則（令和 4 年 6 月 24 日 経企第 769 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワンナンバー機能に関する部分については、令和 4 年 6 月 29 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条 (略)

(通信料の支払義務)

第50条 X i 契約者又は協定事業者は、次の通信について、第47条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 (略)	(略)
2 データ通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者
3 (略)	(略)

2 (略)

3 X i 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、X i 契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第51条～第53条 (略)

第3節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第57条 (略)

[現 行]

第1章～第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条 (略)

(通信料の支払義務)

第50条 X i 契約者、協定事業者又は当社が提供する i モードパケット・フリーサービス利用者は、次の通信について、第47条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 (略)	(略)
2 データ通信モードによる通信 (1) (2)又は(3)以外のもの ア 契約者回線から行った通信 イ 契約者回線へ着信した通信 (2) i モードパケットフリー通信（i モードパケット・フリーサービス利用規約に基づき、当社が提供する i モードパケット・フリーサービスの利用者が、通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。）	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る i モードパケット・フリーサービス利用者
3 (略)	(略)

2 (略)

3 X i 契約者（相互接続通信の利用者及び i モードパケット・フリーサービス利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、X i 契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第51条～第53条 (略)

第3節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第57条 (略)

(延滞利息)

第58条 X i 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第7節 (略)

第11章～第14章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1 通信料

(1)～(2) (略)

2～7 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和4年6月24日経企第769号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(延滞利息)

第58条 X i 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第7節 (略)

第11章～第14章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1 通信料

(1)～(2) (略)

(3) i モードパケットフリー通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	区 分	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i データ通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となる i モードパケット・フリーサービスの利用者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(注) i モードパケットフリー通信に関する課金対象パケット数については、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。

2～7 (略)

別表1～別表7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

- 附 則（令和4年6月24日経企第769号）
（実施期日）
- 1 この附則は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
 - 3 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項3号のアのウの②を次のように改めます。
② I S P 料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	区 分	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i データ通信料	下欄以外の場合	0.12円（0.132円）
	その通信の相手先となるI S P 接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

- 4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項8号のケを次のように改めます。
ケ F O M A 契約者等又は協定事業者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者
(イ) パケット通信モードによる通信 ① ②以外のもの A 契約者回線から行った通信 B 契約者回線へ着信した通信 ② I S P 料金支払いに係る通信 （ I S P 接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。）	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第4章 (略)

第5章 料金等

第25条～第31条 (略)

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（第33条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第33条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

2 (略)

第33条 (略)

第6章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

第1章～第4章 (略)

第5章 料金等

第25条～第31条 (略)

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（第33条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第33条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

2 (略)

第33条 (略)

第6章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

附 則（令和4年6月24日経企第769号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 13 章 (略)

第 1 章～第 13 章 (略)

料金表
通則 (略)

料金表
通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

第 1 接続装置使用料

1 適用

1 適用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用

接続装置の種類等

接続装置の種類等

ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。

ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種 類	内 容
(ア)～(コ) (略)	
(サ) 第 11 種 接 続 装 置 (アクセスプレミアム)	① ②以外のもの 専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。)、X i サービス又は卸 X i サービスの契約者回線との間で通信 (当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの ② プラン C に係るもの 専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。) の契約者回線との間で通信 (当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。) を行うことができるようにするために設置するもの
(シ) (略)	(略)

種 類	内 容
(ア)～(コ) (略)	
(サ) 第 11 種 接 続 装 置 (アクセスプレミアム)	専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。)、X i サービス又は卸 X i サービスの契約者回線との間で通信 (当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信)
(シ) (略)	(略)

イ～エ (略)

イ～エ (略)

オ 第 1 種 接 続 装 置 又 は 第 11 種 接 続 装 置 に は 次 の 区 分 が あり、接 続 さ れ る 専 用 回 線 等 の 種 類 等 に 応 じ て 2 (料 金 額) の と お り 料 金 を 適 用 し ま す。

オ 第 1 種 接 続 装 置 又 は 第 11 種 接 続 装 置 に は 次 の 区 分 が あり、接 続 さ れ る 専 用 回 線 等 の 種 類 等 に 応 じ て 2 (料 金 額) の と お り 料 金 を 適 用 し ま す。

た だ し、A T M 接 続 用 の も の、C R 用 の も の 及 び F R 用 の も の に あ っ て は 第 1 種 接 続 装 置 に 限 り 提 供 し ま す。

た だ し、C R 用 の も の に あ っ て は 第 1 種 接 続 装 置、F R 用 の も の に あ っ て は 第 1 種 接 続 装 置 に 限 り 提 供 し ま す。

表 (略)

表 (略)

カ セ に 規 定 す る タ イ プ 2 に 係 る 第 11 種 接 続 装 置 の 提 供 を 受 け る と き は、チ に 規 定 す る 第 1 種 接

カ セ に 規 定 す る タ イ プ 2 に 係 る 第 11 種 接 続 装 置 の 提 供 を 受 け る と き は、ソ に 規 定 す る 第 1 種 接

続契約が指定されていると当社が認める期間、オの規定にかかわらず、指定された第1種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

キ～ソ (略)

タセの規定によるほか、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。）の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者は、プランAに限り選択することができます。

区 分	内 容
プランA	プランB又はプランC以外のもの
プランB	当社が別に定める協定事業者が提供する固定V P Nサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの
プランC	当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信回線（当社が指定したものに限り。）を経由して通信を行うためのもの

チ 契約者はソに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

ツ 第11種接続装置の接続装置使用料（プランCに限り。）は、第42条（専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、専用回線等の接続を開始した日の属する暦月の翌月から料金を適用します。

テ 第11種接続装置の接続装置使用料（プランCに限り。）は、通則第3項及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ト～ネ (略)

ノ 内に規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表 (略)

ハ～ヒ (略)

2 料金額

2-1～2-8 (略)

2-9 第11種接続装置に係るもの

2-9-1 タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	(略)	(略)	(略)
イーサネット接	(略)	(略)	(略)

続契約が指定されていると当社が認める期間、オの規定にかかわらず、指定された第1種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

キ～ソ (略)

タセの規定によるほか、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。）の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者は、プランAに限り選択することができます。

区 分	内 容
プランA	プランB以外のもの
プランB	当社の固定V P Nサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの

チ 契約者はタに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

ツ～ニ (略)

ヌ ニに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表 (略)

ネ～ノ (略)

2 料金額

2-1～2-8 (略)

2-9 第11種接続装置に係るもの

2-9-1 タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	(略)	(略)	(略)

	続用のもの		
	プランC	1 Gb/s用のもの	350,000円 (385,000円)
	(略)		(略)

2-9-2 タイプ2に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
区 分				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	(略)	(略)	(略)	(略)
イーサネット接 続用のもの	(略)	(略)	(略)	(略)
	プランC	1 Gb/s用のもの	350,000円 (385,000円)	

2-10~2-14 (略)

第2~第3 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1) (略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用除外	1の契約について、その支払いを要する手続きが、第11種接続装置（プランCに係るものに限りま す。）に係る契約の場合は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、契約事務手数料は適 用しません。
(3)~(4) (略)	(略)

2 (略)

第5~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~5 削除	
6 接続先識別機能（5GデータVPN接続サービス/FO MAパケットVPN接続サービス/XiデータVPN接続サ	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（イーサ ネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がブ

	イーサネット接 続用のもの	(略)	(略)	(略)
	(略)			(略)

2-9-2 タイプ2に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
区 分				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	(略)	(略)	(略)	(略)
イーサネット接 続用のもの	(略)	(略)	(略)	(略)

2-10~2-14 (略)

第2~第3 (略)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(略)	(略)
(2) 削除	
(3)~(4) (略)	(略)

2 (略)

第5~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~5 削除	
6 接続先識別機能（5GデータVPN接続サービス/FO	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（イーサ

ービス (1)～(2) (略)	ランB又はプランCであるものに限りず。 す。)に係るビジネスmoperaサービスに限り提供しま す。 (2)～(5) (略)
7 代表機能 (5 Gデータアクセスセレクト／F O M Aパケットア クセスセレクト／X i データアクセスセレクト) 2以上の同一の種類接続装置に係る専用回線等接続 契約 (同一の契約者に係るものに限りず。)について、それ らの契約者識別番号を代表する番号 (この機能を提供するた めに当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」とい います。)を定め、その代表番号に着信する通信があった場合 に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする 機能をいいます。	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置 (接続装 置の区分がI P 網接続用のもの又はイーサネット接続 用のもの (接続装置使用料の料金種別がプランCで あるものに限りず。)を除きます。)に係るビジネス moperaサービスに限り提供します。 (2)～(4) (略)
8～13 (略)	
14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確 認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この 欄において「予備回線」といいます。)を接続するための機能を いいます。	(1) 第1種接続装置、第9種接続装置及び第11種接 続装置 (接続装置の区分がイーサネット接続用のも の (接続装置使用料の料金種別がプランB又はプ ランCであるものに限りず。)及びI P 網接続用のも のを除きます。)に係るビジネスmoperaサービス (当 社が別に定めるものに限りず。)に限り提供します。 (2)～(4) (略) (注1)～(注3) (略)
15～24 (略)	

別表3～別表4 (略)

附 則 (令和4年6月24日経企第769号)
この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

M AパケットV P N接続サービス／X i データV P N接続サ ービス (1)～(2) (略)	ット接続用のもの (接続装置使用料の料金種別がプ ランBであるものに限りず。)を除きます。)に係るビ ジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5) (略)
7 代表機能 (5 Gデータアクセスセレクト／F O M Aパケットア クセスセレクト／X i データアクセスセレクト) 2以上の同一の種類接続装置に係る専用回線等接続 契約 (同一の契約者に係るものに限りず。)について、それ らの契約者識別番号を代表する番号 (この機能を提供するた めに当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」とい います。)を定め、その代表番号に着信する通信があった場合 に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする 機能をいいます。	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置 (接続装 置の区分がI P 網接続用のものを除きます。)に係る ビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(4) (略)
8～13 (略)	
14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認 できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄 において「予備回線」といいます。)を接続するための機能をい います。	(1) 第1種接続装置、第9種接続装置及び第11種接 続装置 (接続装置の区分がイーサネット接続用のも の (接続装置使用料の料金種別がプランBであるも の)に限りず。)及びI P 網接続用のものを除きま す。)に係るビジネスmoperaサービス (当社が別に 定めるものに限りず。)に限り提供します。 (2)～(4) (略) (注1)～(注3) (略)
15～24 (略)	

別表3～別表4 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～12 (略)	(略)
13 第2種契約	I P 通信網契約であって、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの
14 第3種契約	I P 通信網契約であって、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプC、ドコモ光マンションタイプC、ドコモ光戸建タイプC 2 又はドコモ光マンションタイプC 2 を選択することができるもの
15～23 (略)	(略)
24 プロバイダサービス	当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるインターネットに接続するためのサービス (以下「提携サービス」といいます。) 又は別表2 (付加機能) に規定するドコモ n e t、plala若しくは plala (S コース)
25～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第8章～第15条 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、一般契約者 (第5条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が10G

[現 行]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～12 (略)	(略)
13 第2種契約	I P 通信網契約であって、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西又はドコモ光マンション単独タイプ/西を選択することができるもの
14 第3種契約	I P 通信網契約であって、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプC 又はドコモ光マンションタイプCを選択することができるもの
15～23 (略)	(略)
24 プロバイダサービス	当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるインターネットに接続するためのサービス (以下「提携サービス」といいます。) 又は別表2 (付加機能) に規定するドコモ n e t 機能
25～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 I P 通信網契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第8章～第15条 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、一般契約者 (第5条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が10G

タイプに係る一般契約者及び第3種契約に係る一般契約者を除きます。以下この条において同じとします。)がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 第42条(工事費等の支払義務)に規定する工事費残債の請求を受けている一般契約者がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
4～5 (略)

第17条 (略)

第3節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 端末設備の貸与

(端末設備の貸与)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)その他の当社が定めるところにより端末設備を貸与します。
ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

第33条 (略)

第9章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第39条～第39条の2 (略)

(定期契約に係る解約金の支払義務)

第40条 定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき、定期契約に係る基本使用料の料金種別を変更したとき(当社が別に定める場合に限り)又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第1表第3(定期契約に係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。
ただし、第16条の2(契約者が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。
(注) 本条に規定する当社が別に定める場合は、当社が別に定める提供条件書に定めるところによります。

第41条～第41条の2 (略)

(工事費等の支払義務)

第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

タイプに係る一般契約者及び第3種契約に係る一般契約者を除きます。以下この条において同じとします。)がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表(工事費)の1(適用)の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている一般契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

3 前項の規定によるほか、第42条(工事費等の支払義務)に規定する工事費残債の請求を受けている一般契約者がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
4～5 (略)

第17条 (略)

第3節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 端末設備の貸与

(端末設備の貸与)

第32条 当社は、第1種契約に係る契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を貸与します。
ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

第33条 (略)

第9章～第10章 (略)

第11章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

第39条～第39条の2 (略)

(定期契約に係る解約金の支払義務)

第40条 定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第1表第3(定期契約に係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。
ただし、第16条の2(契約者が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

第41条～第41条の2 (略)

(工事費等の支払義務)

第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 (略)

3～4 (略)

第43条 (略)

第3節 (略)

第4節 割増金及び延滞利息

第45条 (略)

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務（第47条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用					
I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種契約に係るもの ① (略) ② 定期契約に係るもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別		
区 分	基本使用料の料金種別				

2 (略)

3 料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) そのI P通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

4～5 (略)

第43条 (略)

第3節 (略)

第4節 割増金及び延滞利息

第45条 (略)

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務（第47条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用					
I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種契約に係るもの ① (略) ② 定期契約に係るもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別		
区 分	基本使用料の料金種別				

プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/東
		ドコモ光マンションタイプA 2/東
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/東
		ドコモ光マンションタイプB 2/東
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ2/東
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東
		ドコモ光マンション単独タイプ2/東

(イ) 第2種契約に係るもの

- ① (略)
- ② 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西
		ドコモ光マンションタイプA 2/西
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西
		ドコモ光マンションタイプB 2/西
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ2/西
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西
		ドコモ光マンション単独タイプ2/西

(ウ) 第3種契約に係るもの

- ① (略)
- ② 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC 2
		ドコモ光マンションタイプC 2

イ (略)

ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光マンションタイプC、ドコモ光マンションタイプA2/東、ドコモ光マンションタイプB2/東、ドコモ光マンション単独タイプ2/東、ドコモ光マンションタイプA2/西、ドコモ光マンションタイプB2/西、ドコモ光マンション単独タイプ2/西又はドコモ光マンションタイプC2であるものをいいます。以下同じとします。）については、契

プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/東
		ドコモ光マンションタイプA/東
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/東
		ドコモ光マンションタイプB/東
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東
		ドコモ光マンション単独タイプ/東

(イ) 第2種契約に係るもの

- ① (略)
- ② 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西
		ドコモ光マンションタイプA/西
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西
		ドコモ光マンションタイプB/西
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西
		ドコモ光マンション単独タイプ/西

(ウ) 第3種契約に係るもの

- ① (略)
- ② 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

イ (略)

ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西及びドコモ光マンションタイプCであるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するIP通信網契約に限り選択できます。

約者グループに係る契約者回線に関する I P 通信網契約に限り選択できます。
 エ ウの場合によるほか、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西（以下「ドコモ光ミニタイプ」といいます。）は第 5 条（ I P 通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 100 M タイプの場合に限り選択することができます。
 オ～ス（略）
 （注）（略）

エ ウの場合によるほか、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西（以下「ドコモ光ミニタイプ」といいます。）は第 5 条（ I P 通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 100 M タイプの場合に限り選択することができます。
 オ～ス（略）
 （注）（略）

2 料金額

- 2-1 第 1 種契約に係るもの
 2-1-1 2-1-2 以外のもの

1 契約ごとに

区 分				料金額（月額）	
				次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)				(略)	
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプ A	ドコモ光戸建タイプ A 2/東	(略)	
			ドコモ光マンションタイプ A 2/東	(略)	
		タイプ B	ドコモ光戸建タイプ B 2/東	(略)	
			ドコモ光マンションタイプ B 2/東	(略)	
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ 2/東	(略)	
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東	(略)	
ドコモ光マンション単独タイプ 2/東			(略)		

- 2-1-2 通信速度種別に係る品目が 10 G タイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額（月額）	
				次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)				(略)	
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプ A	ドコモ光戸建タイプ A 2/東	(略)	
		タイプ B	ドコモ光戸建タイプ B 2/東	(略)	

2 料金額

- 2-1 第 1 種契約に係るもの
 2-1-1 2-1-2 以外のもの

1 契約ごとに

区 分				料金額（月額）	
				次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)				(略)	
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプ A	ドコモ光戸建タイプ A/東	(略)	
			ドコモ光マンションタイプ A/東	(略)	
		タイプ B	ドコモ光戸建タイプ B/東	(略)	
			ドコモ光マンションタイプ B/東	(略)	
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	(略)	
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	(略)	
ドコモ光マンション単独タイプ/東			(略)		

- 2-1-2 通信速度種別に係る品目が 10 G タイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額（月額）	
				次の税抜額（かっこ内は税込額）	
(略)				(略)	
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプ A	ドコモ光戸建タイプ A/東	(略)	
		タイプ B	ドコモ光戸建タイプ B/東	(略)	

	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	(略)
--	------------	----------------	-----

2-2 第2種契約に係るもの
2-2-1 2-2-2以外のも

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西	(略)
			ドコモ光マンションタイプA 2/西	(略)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西	(略)
			ドコモ光マンションタイプB 2/西	(略)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ2/西	(略)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	(略)
		ドコモ光マンション単独タイプ2/西	(略)	

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA 2/西	(略)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB 2/西	(略)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ2/西	(略)

2-3 第3種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)

	プロバイダなしプラン	ドコモ光戸建単独タイプ/東	(略)
--	------------	---------------	-----

2-2 第2種契約に係るもの
2-2-1 2-2-2以外のも

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	(略)
			ドコモ光マンションタイプA/西	(略)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	(略)
			ドコモ光マンションタイプB/西	(略)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	(略)
			ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	(略)
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	(略)	

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	(略)
		タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	(略)
	プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	(略)

2-3 第3種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)				(略)

定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC 2	(略)
			ドコモ光マンションタイプC 2	(略)

第1の2～第2 (略)

第2の2 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用																	
通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西（以下「ドコモ光ミニ」といいます。）である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	(略)	(略)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	600円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	600円	基本使用料の料金種別	上 限 額	(略)	(略)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	3,000円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	3,000円
基本使用料の料金種別	控除可能額																
(略)	(略)																
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	600円																
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	600円																
基本使用料の料金種別	上 限 額																
(略)	(略)																
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	3,000円																
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	3,000円																

2 料金額

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料金額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）

定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	(略)
			ドコモ光マンションタイプC	(略)

第1の2～第2 (略)

第2の2 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用									
通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西（以下「ドコモ光ミニ」といいます。）である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	(略)	(略)	基本使用料の料金種別	上 限 額	(略)	(略)
基本使用料の料金種別	控除可能額								
(略)	(略)								
基本使用料の料金種別	上 限 額								
(略)	(略)								

2 料金額

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料金額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）

(略)	(略)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	30円(33円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	30円(33円)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約に係る解約金の適用除外	契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 (ア)～(オ) (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料金額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
定期契約に係る解約金	マンションタイプに係るもの	3,800円(4,180円)	
	上記以外のもの	ア イ以外のもの	5,000円(5,500円)
		イ ドコモ光ミニに係るもの	2,700円(2,970円)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 事業者変更手数料の適用除外	事業者変更が当社が別に定めるI P通信網契約に係るものであるとき又はI P通信網サービスの事業者変更が行われなかったときの事業者変更手数料は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
(6) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）

(略)	(略)
-----	-----

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約に係る解約金の適用除外	ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 (ア)～(オ) (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約に係る解約金	マンションタイプに係るもの	8,000円(8,800円)
	上記以外のもの	13,000円(14,300円)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 事業者変更手数料の適用除外	I P通信網サービスの事業者変更が行われなかった場合の事業者変更手数料は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
(6) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）

(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)

第5 (略)

第2表 工事費
1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>エ ウの規定によるほか、分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>(イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するとき。</p> <p>(ウ) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。</p> <p>オ 分割支払い(当社が別に定める I P 通信網契約に係るものに限り)の適用を受けている契約者がエの(ア)又は(イ)に該当したときは、エ中「分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額」を「24から契約月数(当社が契約者回線の提供開始日とみなす日の属する暦月の翌暦月から起算してその I P 通信網契約の解除があった日の属する暦月までの暦月数をいいます。)を控除した数を24で除して得た率に分割対象費用を乗じて得た額」に読み替えて適用します。</p>
(9)～(10) (略)	(略)

(略)

第3表 (略)

別表1 (略)

(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 事業者変更手数料	1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
(6) (略)	(略)	(略)

第5 (略)

第2表 工事費
1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>
(9)～(10) (略)	(略)

(略)

第3表 (略)

別表1 (略)

2

2

別表2 付加機能

種 類
ドコモnet
映像通信伝送機能（ドコモ光テレビオプション）
plala
plala（Sコース）

（注）付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
<p>1 ドコモnet機能</p> <p>(1) IP通信網サービスにおいてインターネットサービスを利用できるようにする機能（以下「インターネット接続サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(2) この機能を利用している契約者は、当社が割り当てた電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）のアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、受信等を行うことができるようにする機能（以下この欄において「インターネットメール機能」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルス（コンピュータについてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をいいます。以下同じとします。）について当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能（以下この欄において「メールウイルスチェック機能」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(4) この機能を利用している契約者は、インターネットメール機能に係る電子メールの受信時において、当社が別に定める方法により、迷惑メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）であることを通知する機能（以下この欄において「迷惑メール自動判定機能」といいます。）を利用することができます。</p>	<p>(1) 基本使用料の料金種別がタイプA（提携プロバイダ事業者のプロバイダサービスを指定している場合を除きます。）に係る第1種契約及び第2種契約に限り提供します。</p> <p>(2) 当社が定める通信プロトコル及び通信ポートに係る通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(3) 当社は、契約者がインターネット接続サービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合に、通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(5) 当社は、インターネットメール機能を利用するためのメールアドレスを、当社が別に定めるところにより契約者識別番号1番号ごとに割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(7) 蓄積できる電子メールの情報量は当社が別に定めるところによります。</p> <p>(8) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者（その電子メールの相手先となる送信者又は受信者がインターネットメール機能を利用している契約者であった場合は、その契約者を含みます。）に、通知します。</p> <p>(9) メールアドレスの変更があったときは、その変更があった日について、迷惑メール自動判定機能を提供しません。</p> <p>(10) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>(11) ドコモnet機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(12) 当社は、この機能を利用している契約者からインターネット接続サービスに係る通信の相手先について当社に名前解決の請求があった場合は、その相手先と当社が別に定めるアドレスリストとの間の照会を目的として検知を行うものとします。この場合において、その相手先がその契約者又は第三者の権利を侵害するおそれがあると判断したときは、その契約者回線からの通信を制限する措置をとることがあります。</p> <p>ただし、この機能を利用している契約者からあらかじめ検知を行わない設定を行ったときは、この限りでありませ</p>

		<p>ん。</p> <p>(注1) この機能の利用中止その他の提供条件については、「ドコモnetご利用規則」に定めるところによります。</p> <p>(注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去することを保証するものではありません。</p> <p>(注3) 当社は、迷惑メール自動判定機能によって全ての迷惑メールを検知することを保証しません。</p>
	<p>2 映像通信伝送機能（ドコモ光テレビオプション）</p> <p>登録一般放送事業者（放送法126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像等の送信のために必要となる電気通信設備を利用して一般放送を行う事業者をいう。）が提供する映像及び映像に付随する音響に関する放送サービスを、その登録一般放送事業者が指定する契約者回線で受信することができる機能をいいます。</p>	<p>(1) この機能は第1種契約及び第2種契約(基本使用料の料金種別がドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西及びドコモ光マンション単独タイプ/西の第2種契約を除きます)に限り提供します。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、第1種契約及び第2種契約の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます）であるとき及び当社が別に定める事項に該当することを当社が認めた場合は、この機能の提供はしないものとします。</p> <p>ただし、特定F T T H事業者の契約約款に規定するI P通信網サービスの転用を利用して当社とI P通信網契約を締結するときであって、当社又は特定F T T H事業者が認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) この機能の提供区域は第6条に定める営業区域のうち当社が別に定める区域とします。</p> <p>(4) この機能の利用のために必要となる映像伝送のための回線終端装置を契約者回線の終端の場所に設置していただきます。設置にあたり、必要な工事等の費用は料金表第2表（工事費）に規定するとおりとします。</p> <p>(5) 当社は、契約者回線の移転等により契約者回線がこの機能の提供区域外になったとき又は登録一般放送事業者がその契約者回線の指定を廃止したときは、この機能の利用に関する契約を廃止します。</p> <p>(6) 当社はこの機能の利用にかかる付加機能使用料と併せて別に定める登録一般放送事業者の提供する映像並びに映像に付随する音響の伝送に関する伝送サービス情報料について契約者に請求するものとします。</p> <p>(7) 契約者が、暦月の初日以外にこの機能の利用を開始したときは、その利用の開始があった暦月のこの機能に係る付加機能使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その利用の開始があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに付加機能の廃止があったときは、日割しません。</p> <p>(8) (7)に規定する場合を除き、この機能に係る付加機能使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しませ</p>

別表3 (略)

附 則 (令和4年6月24日経企第769号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は令和4年7月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、本則に定める端末設備の貸与及び定期契約に係る解約金の支払義務に関する部分については、令和4年6月30日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(ドコモ光戸建タイプ A/東等に係る定期契約に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定期契約 (基本使用料の料金種別が、ドコモ光戸建タイプ A/東、ドコモ光マンションタイプ A/東、ドコモ光戸建タイプ B/東、ドコモ光マンションタイプ B/東、ドコモ光戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光戸建タイプ A/西、ドコモ光マンションタイプ A/西、ドコモ光戸建タイプ B/西、ドコモ光マンションタイプ B/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプ C 又はドコモ光マンションタイプ C (以下この附則において「ドコモ光戸建タイプ A/東等」といいます。)であるものに限り、) の I P 通信網サービス (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。
ア 第 1 種契約に係るもの
 (ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプ A	ドコモ光戸建タイプ A/東	5,200円(5,720円)

- ん。
- (9) この機能に関する基本的な技術的事項については、別表 3 (映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項) に定めるところによります。
 - (10) 契約者は、登録一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はこの機能を提供するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、予め承諾していただきます。
 - (11) 当社は、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、屋内同軸配線 (その契約者回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。) 等に係る工事をを行います。
 - (12) 契約者は、(11)に定める請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に算定する工事費の支払いを要します。

別表3 (略)

ン		ドコモ光マンションタイプ A/東	4,000円(4,400円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプ B/東	5,400円(5,940円)
		ドコモ光マンションタイプ B/東	4,200円(4,620円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,000円(5,500円)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	2,700円(2,970円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/東	3,800円(4,180円)

(イ) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプ A/東	6,300円(6,930円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプ B/東	6,500円(7,150円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,900円(6,490円)

イ 第2種契約に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプ A/西	5,200円(5,720円)
		ドコモ光マンションタイプ A/西	4,000円(4,400円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプ B/西	5,400円(5,940円)
		ドコモ光マンションタイプ B/西	4,200円(4,620円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,000円(5,500円)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	2,700円(2,970円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	3,800円(4,180円)

(イ) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)

プロバイダありプラン	タイプA	ドコモ光戸建タイプA/西	6,300円(6,930円)
	タイプB	ドコモ光戸建タイプB/西	6,500円(7,150円)
プロバイダなしプラン		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,900円(6,490円)

ウ 第3種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円(5,720円)
		ドコモ光戸建タイプC	4,000円(4,400円)

(2) 通信料

ア 通信料は、次表に定める額を適用します。

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料金額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	30円 (33円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	30円 (33円)

イ ドコモ光ミニに係る契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この号において同じとします。）に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	600円

ウ イの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、イの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000円

(3) 定期契約に係る解約金は、その定期契約に係る基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

基本利用料の料金種別	料 金 額
------------	-------

	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西又はドコモ光マンションタイプC	8,000円（8,800円）
上記以外のもの	13,000円（14,300円）

(4) 手続きに関する料金

ア 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
プロバイダ変更手数料	1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
事業者変更手数料	1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
その他の手数料		別に算定する実費

イ 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、アの規定にかかわらず、適用しません。

ウ I P 通信網サービスの事業者変更が行われなかった場合の事業者変更手数料は、アの規定にかかわらず、適用しません。

(5) (1)から(4)以外のドコモ光戸建タイプA/東等に係る料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の適用については、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に応じて、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に係るI P 通信網サービスの場合に準じて取り扱います。

ただし、料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)のオは適用しません。

ア イ以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

ドコモ光戸建タイプA/東	ドコモ光戸建タイプA 2/東
ドコモ光マンションタイプA/東	ドコモ光マンションタイプA 2/東
ドコモ光戸建タイプB/東	ドコモ光戸建タイプB 2/東
ドコモ光マンションタイプB/東	ドコモ光マンションタイプB 2/東
ドコモ光戸建単独タイプ/東	ドコモ光戸建単独タイプ2/東
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東
ドコモ光マンション単独タイプ/東	ドコモ光マンション単独タイプ2/東
ドコモ光戸建タイプA/西	ドコモ光戸建タイプA 2/西
ドコモ光マンションタイプA/西	ドコモ光マンションタイプA 2/西
ドコモ光戸建タイプB/西	ドコモ光戸建タイプB 2/西
ドコモ光マンションタイプB/西	ドコモ光マンションタイプB 2/西
ドコモ光戸建単独タイプ/西	ドコモ光戸建単独タイプ2/西
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西
ドコモ光マンション単独タイプ/西	ドコモ光マンション単独タイプ2/西

(イ) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

ドコモ光戸建タイプA/東 ドコモ光戸建タイプB/東 ドコモ光戸建単独タイプ/東 ドコモ光戸建タイプA/西 ドコモ光戸建タイプB/西 ドコモ光戸建単独タイプ/西	ドコモ光戸建タイプA 2/東 ドコモ光戸建タイプB 2/東 ドコモ光戸建単独タイプ2/東 ドコモ光戸建タイプA 2/西 ドコモ光戸建タイプB 2/西 ドコモ光戸建単独タイプ2/西
--	--

イ 第3種契約に係るもの

ドコモ光戸建タイプC ドコモ光マンションタイプC	ドコモ光戸建タイプC 2 ドコモ光マンションタイプC 2
-----------------------------	---------------------------------

(6) 新たにドコモ光戸建タイプA/東等に係る定期契約を締結する申込み及びドコモ光戸建タイプA/東等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更を行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(ドコモnet機能に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているドコモnet機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているドコモnetに移行したものとみなします。

(その他)

5 経企第406号（令和元年5月21日）第3項第1号の表を次のように改めます。

ア イ以外のもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	4,300円 (4,730円)
		ドコモ光マンション単独タイプ2/東	3,100円 (3,410円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,300円 (4,730円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/東	3,100円 (3,410円)
	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	4,300円 (4,730円)
		ドコモ光マンション単独タイプ2/西	3,100円 (3,410円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,300円 (4,730円)
		ドコモ光マンション単独タイプ/西	3,100円 (3,410円)

イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/東	5,200円 (5,720円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/東	5,200円 (5,720円)

	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ2/西	5,200円 (5,720円)
		ドコモ光戸建単独タイプ/西	5,200円 (5,720円)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、契約者は、IP通信網サービスに係る事業者変更の希望と同時の場合に限り、音声利用IP通信網サービスに係る事業者変更を希望することができます。この場合において、契約者は、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第8章 端末設備の貸与</p> <p>(端末設備の貸与)</p> <p>第29条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金) <u>その他の当社が定めるところにより</u>端末設備を貸与します。</p> <p>ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 割増金及び延滞利息</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第52条 契約者は、料金その他の債務(第53条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第53条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、契約者は、IP通信網サービスに係る事業者変更の希望と同時の場合に限り、音声利用IP通信網サービスに係る事業者変更を希望することができます。この場合において、契約者は、<u>契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表(工事費)の1(適用)の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第8章 端末設備の貸与</p> <p>(端末設備の貸与)</p> <p>第29条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を貸与します。</p> <p>ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第9章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 割増金及び延滞利息</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第52条 契約者は、料金その他の債務(第53条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第53条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算し</p>

大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第6節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>エ ウの規定によるほか、分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その音声利用 I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。</p> <p>(イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その音声利用 I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するとき。</p> <p>(ウ) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。</p> <p>オ 分割支払いの適用を受けている契約者（その音声利用 I P 通信網契約に係る利用回線について当社が別に定める I P 通信網契約を締結している者に限り）がエの(ア)又は(イ)に該当したときは、エ中「分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額」を「24から契約月数（当社が利用</p>

て得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第6節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>

	回線の提供開始日とみなす日の属する暦月の翌暦月から起算して音声利用 I P 通信網契約の解除があった日の属する暦月までの暦月数をいいます。) を控除した数を24で除して得た率に分割対象費用を乗じて得た額」に読み替えて適用します。
(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第3表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (令和4年6月24日経企第769号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は令和4年7月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、端末設備の貸与に関する部分については、令和4年6月30日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第3表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)